

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県用度事業事務取扱規則の一部を改正する規則

(出納管理課) 二二七

公 示

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則
交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部
を改正する規則

(警 務 課) 二二八

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

(地 域 課) 二二八
(警 務 課) 二二九

公 示

落札者等に関する公示
県営土地改良事業計画の決定
落札者等に関する公示

(管 財 課) 二二九
(農 地 整 備 課) 二二九
(会 計 課) 二二九

規 則

第 四 百 七 十 九 号

令 和 六 年 三 月 二 十 六 日

(火曜日)

岐阜県用度事業事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十七号

岐阜県用度事業事務取扱規則の一部を改正する規則

岐阜県用度事業事務取扱規則(昭和三十四年岐阜県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 共通使用する事務物品等で、一括購入して交付することを適当とするもの

第三条第二項中「及び地方機関」を「岐阜県会計職員に関する規則(昭和三十九年

岐阜県規則第三十一号)第二条第一号に規定する本庁各課(岐阜地域環境室、教育研修

課及び警察本部総務室会計課を除く。)をいう。次条において同じ。及び地方機関等

(同規則第二条第二号に規定する地方機関並びに岐阜地域環境室、教育研修課並びに岐

阜県警察組織規則(昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号)第二章第一節及び第二

節の規定により置かれる課並びに同規則第三章に規定する警察学校をいう。次条におい

て同じ。」に改める。

第四条を次のように改める。

(指定物品の出納手続)

第四条 指定物品の交付を受けようとするときは、本庁各課の長にあつては出納管理課

長が別に定めるところにより、地方機関等の長にあつては指定物品交付請求書(別記

第二号様式)により交付請求をしなければならない。

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日に当たる
ときは翌日)

令 和 六 年 三 月 二 十 六 日

2 前項の規定による交付請求を受け、現品を交付するときは、出納管理課長は、指定物品交付書（別記第三号様式）を交付するものとする。

3 現品の交付を受けるときは、本庁各課の長にあつては指定物品交付受領書（別記第四号様式）により、地方機関等の長にあつては出納管理課長が別に定めるところにより確認を行うものとする。

第五条第一項中「出納事務局長」を「出納管理課長」に改める。

第六条第一項中「本庁各課」の下に「岐阜県会計職員に関する規則第二条第一号に規定する本庁各課をいう。以下この条において同じ。」を加える。

第十一条中「行い、指定物品梱卸表（別記第八号様式）を四月三十日までに作成しなければ」を「行わなければ」に改める。

別記第八号様式を削る。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県公安委員会

委員長 林

正 子

岐阜県公安委員会規則第三号

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察職員定数規則（昭和三十三年岐阜県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

| 区 分 | 警 察 官 | | | 一般職員 | 合 計 |
|---------|-------|---------------|---------|-------|-------|
| | 警 視 部 | 警 部 長 び 巡 査 部 | 巡 査 小 計 | | |
| 警 察 本 部 | 六 | 二六 | 二六三 | 一、〇五〇 | 二六九 |
| 警 察 署 | 三 | 一五 | 一、〇六 | 一、〇五〇 | 一四四 |
| 合 計 | 二二 | 二六五 | 一、二七九 | 二、五八四 | 二、九七三 |

備考 警察本部の巡査には、初任科生を含む。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県公安委員会

委員長 林

正 子

岐阜県公安委員会規則第四号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和三十四年岐阜県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表二の表各務原の部蘇原同の項中「各務原市蘇原栄町一丁目」を「各務原市蘇原吉野町三丁目」に改め、「東山一〜五丁目」の下に「尾崎北町一〜七丁目、尾崎西町一〜五丁目、尾崎南町一〜六丁目、那加北洞町一・二丁目、那加扇平、那加大洞」を加え、同部那加同の項中「那加桐野町一〜九丁目」の下に「那加柄山町」を加え、同表岐阜羽島の部竹鼻同の項中「福寿町平方一〜十三丁目」を「福寿町平方一〜十四丁目」に改め、同表可児の部御嵩同の項中「可児郡御嵩町のうち」を「可児郡御嵩町」に改め、「御嵩、中、顔戸、古屋敷」を削り、同部署所在地同の項中「淵之上」の下に「あけち」を加える。

別表三の表各務原の部尾崎同の項を削り、同表垂井の部府中同の項中「大滝」の下に「大滝新井入会地」を加え、同表可児の部上之郷同の項及び伏見同の項を削る。

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第五号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の三各号を次のように改める。

一 サイバー事案の防止対策一般に関すること。

二 サイバー事案に係る犯罪の捜査に関すること。

三 犯罪の取締りのための情報技術の解析及び支援に関すること。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

1 購入物品の名称及び数量 岐阜県庁舎で使用する電気（予定数量） 5,839,103kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和6年1月10日

4 落札者を決定した日 令和6年2月21日

5 落札者の住所及び氏名 東京都中央区八重洲二丁目2番1号

株式会社FPS

代表取締役 洞 洋平

6 落札金額 130,808,419円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総務部債財課県庁舎運用第一係

(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|-----------|-----------|---------------------------|
| 施行に係る地区名 | 縦 覧 場 所 | 縦 覧 期 間 |
| 郡 上 東 地 区 | 郡 上 市 役 所 | 令和 六・三・二六から 同 六・四・二三まで |

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 緊急配備支援システム貸借等 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 5 年 10 月 23 日
- 4 落札者を決定した日 令和 6 年 1 月 18 日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 西野 敏哉
- 6 落札金額 1,337,998,200円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係
 - (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

令和六年三月二十六日発行

発行所
岐阜県

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社